

計 画 書

大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考	説明図 参照
南江口二丁目1号	東淀川区南江口二丁目地内	—	廃止	①
安田二丁目5号	鶴見区安田二丁目地内	約0.33ha	区域変更	②
荻田二丁目3号	住吉区荻田二丁目地内	—	廃止	③
荻田三丁目3号	住吉区荻田三丁目地内	—	廃止	③
公園南矢田二丁目15号	東住吉区公園南矢田二丁目地内	—	廃止	④
照ヶ丘矢田四丁目2号	東住吉区照ヶ丘矢田四丁目地内	—	廃止	⑤
住道矢田七丁目3号	東住吉区住道矢田七丁目地内	—	廃止	⑤
住道矢田八丁目2号	東住吉区住道矢田八丁目地内	約0.13ha	区域変更	⑥
住道矢田八丁目12号	東住吉区住道矢田八丁目地内	—	廃止	⑥
平野南二丁目1号	平野区平野南二丁目地内	約0.18ha	区域変更	⑦
喜連西六丁目1号	平野区喜連西六丁目地内	約0.13ha	区域変更	⑧
喜連西六丁目2号	平野区喜連西六丁目地内	約0.12ha	追加	⑧
喜連東一丁目2号	平野区喜連東一丁目地内	—	廃止	⑨
加美北九丁目1号	平野区加美北九丁目地内	—	廃止	⑩
長吉出戸五丁目1号	平野区長吉出戸五丁目地内	約0.34ha	区域変更	⑪
長吉瓜破工区20号	平野区長吉長原二丁目地内	約0.05ha	区域変更	⑫
長吉瓜破工区39号	平野区長吉川辺二丁目地内	—	廃止	⑬
長吉瓜破工区47号	平野区長吉長原東三丁目地内	—	廃止	⑬
小 計	7地区	約1.28ha		
西宮原二丁目1号他561地区	562地区	約82.75ha	変更なし	
合 計	569地区	約84.03ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本市では、市街化区域内の優れた環境機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地地区を指定しているが、今回、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限が解除され、生産緑地の機能を維持することが困難となったものについて変更を行うものである。

(参 考)

1. 変更内容

事 由	地 区 数	面 積	増 減
追 加	1地区	約0.12ha	約0.12haの増
区 域 変 更	6地区	約1.16ha	約0.87haの減
減となるもの	6地区	約1.16ha	約0.87haの減
廃 止	(11地区)	(約1.18ha)	約1.18haの減
変 更 な し	562地区	約82.75ha	
計	569地区	約84.03ha	約1.93haの減

2. 変更に係る土地の区域

大 阪 市 東淀川区 南江口二丁目地内

鶴 見 区 安田二丁目地内

住 吉 区 苅田二丁目、苅田三丁目地内

東住吉区 公園南矢田二丁目、照ヶ丘矢田四丁目、住道矢田七丁目、
住道矢田八丁目地内

平 野 区 平野南二丁目、喜連西六丁目、喜連東一丁目、加美北九丁目、
長吉出戸五丁目、長吉長原二丁目、長吉川辺二丁目、
長吉長原東三丁目地内

(5頁～19頁図面参照)